

甲賀市老人福祉センター条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

甲賀市老人福祉センター碧水荘は、昭和50年に、地域の高齢者に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するために建築されました。以来、高齢者の福祉と主体的活動の推進を図ってまいりましたが、介護保険制度の創設や介護保険法の改正に伴う各種相談窓口の移行等により所期の目的に対する役割を終えたこと、また、施設の老朽化が著しいことや敷地一帯が土砂災害警戒区域に指定されたことから、施設を閉鎖しようとするものです。

併せて、フィランソ土山は、利用団体の減少と施設稼働率の低下が続いていることから、来年度内を目途として今後の施設の在り方を検討していくため、指定管理者制度による運営を取りやめ、市管理としようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 甲賀市老人福祉センター碧水荘の閉鎖に伴い、甲賀市老人福祉センター碧水荘を削ることとします。

【第2条関係】

- (2) フィランソ土山の施設について指定管理から市管理とすることとします。

【第5条～第8条関係】

- (3) この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。

【付則関係】

3 その他

本条例の改正に併せて、施行規則も改正することとします。

碧水荘の利用者に対しては以前から施設廃止の方針を伝えており、今後の活動場所について、他の市所有施設の利用を検討いただいています。

本条例の一部改正により、毎年度予算計上していた両施設の指定管理料（約 5, 3 0 0 千円）が不要となりますが、フィランソ土山の光熱水費等の管理経費（約 9 0 0 千円）が必要となります。

《参考》

●碧水荘

土砂災害警戒区域 区域図（別紙）

●フィランソ土山

施設稼働率（利用日数/開館日数）

令和 4 年度… 3 0 %

令和 5 年度… 2 3 %

令和 6 年度… 1 4 %（4 ～ 1 0 月）

令和 6 年 1 0 月の利用状況

開館日数	2 2 日
利用日数	3 日
利用者数	2 1 名
利用団体数	3 団体

土砂災害警戒区域

告示年月日	平成 31 年 3 月 15 日
告示番号	滋賀県告示第 133 号

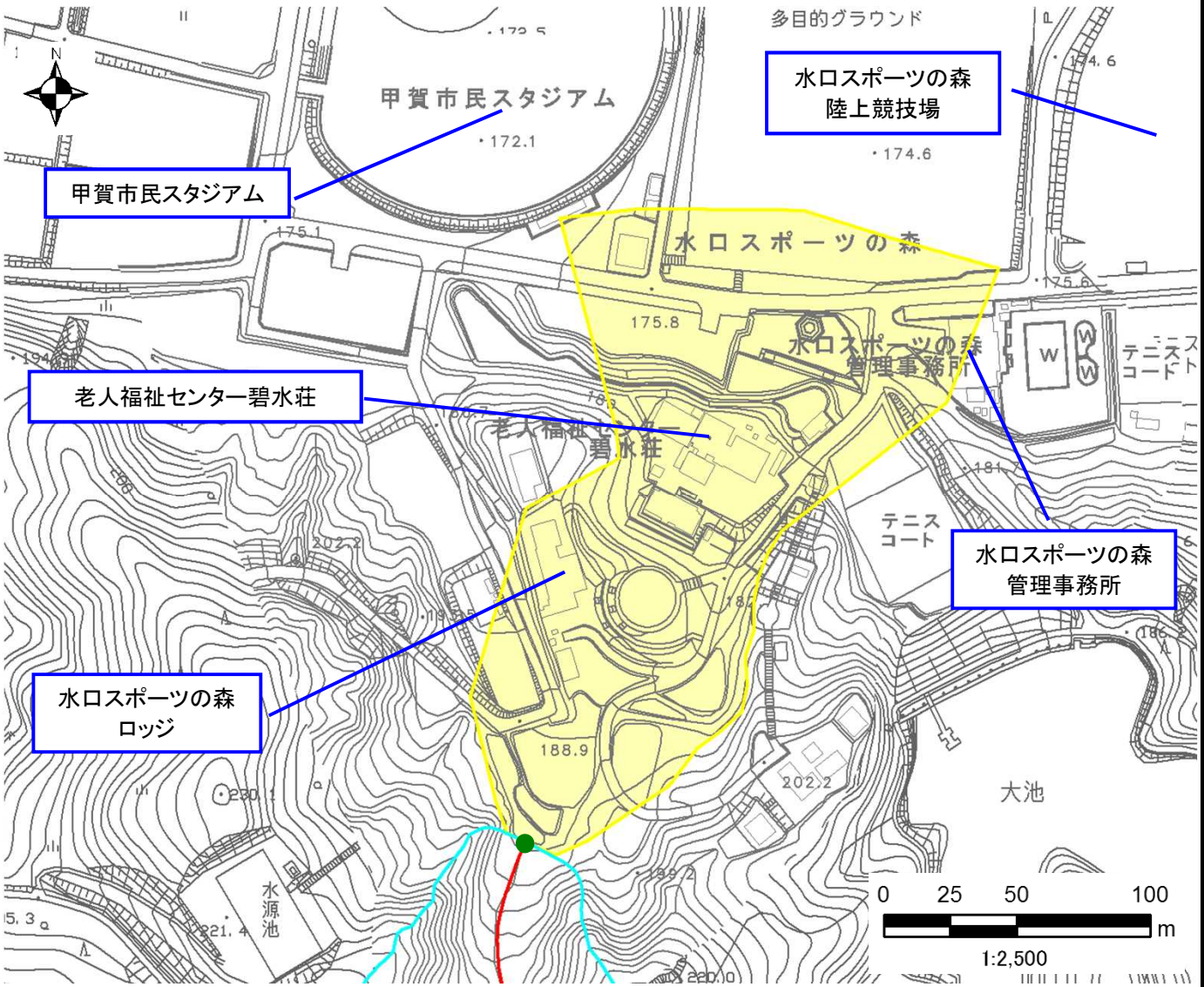
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図



・この地図は、国土地理院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。

自然現象の種類	土石流
区域番号	1363023
区域名	野洲川支流
所在地	滋賀県甲賀市水口町北内貴・虫生野

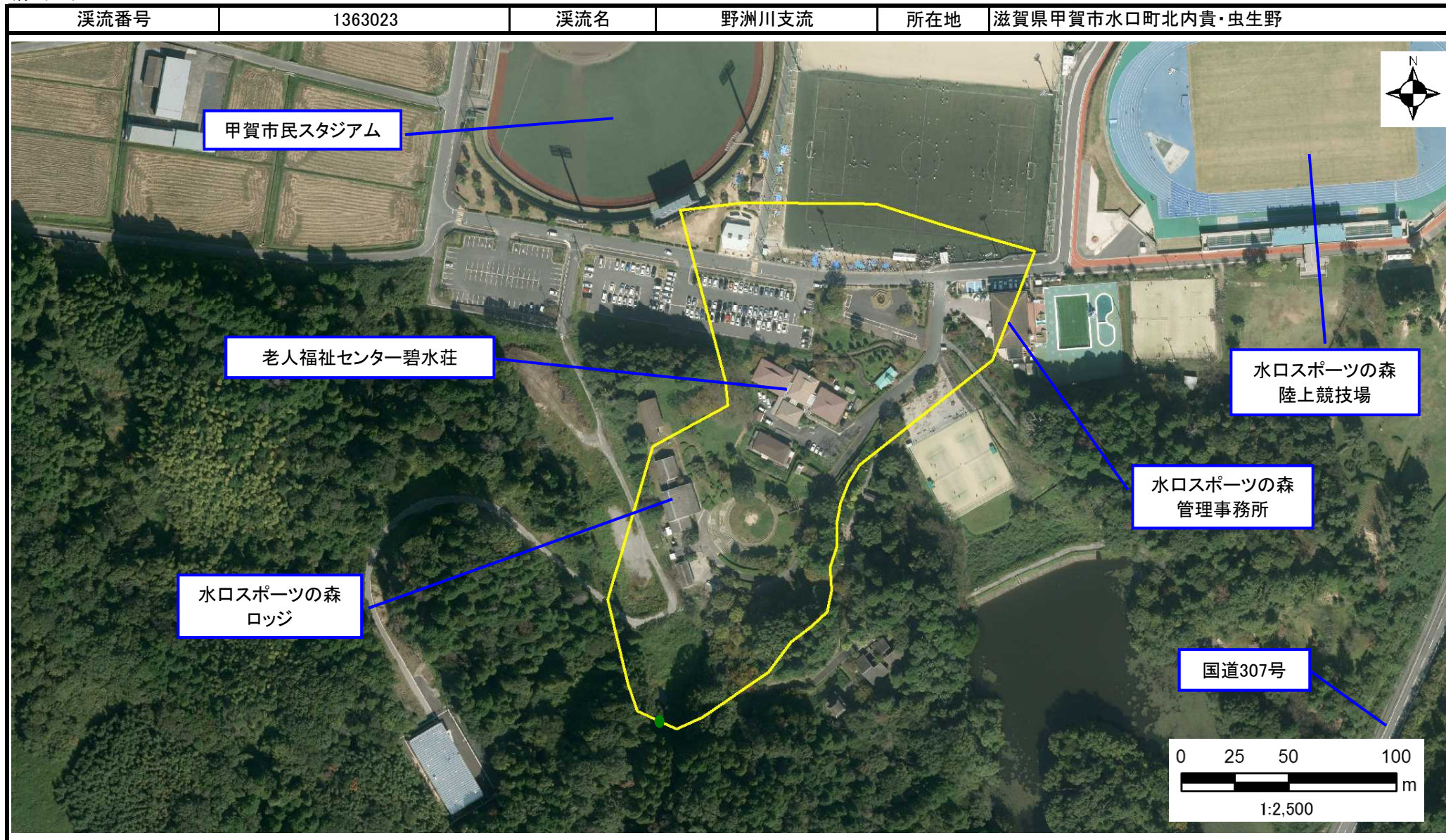
土砂災害警戒区域			
土砂災害特別警戒区域	土石流の高さが1mを超える区域	土石流により建築物に作用すると想定される力が50kN/m2を超える区域	
		土石流により建築物に作用すると想定される力が50kN/m2以下の区域	
	土石流の高さが1m以下の区域		



○ この区域図は、空中写真測量による地形図に、実測による区域図を投影したものであり、一部異なって見える場合があります。
詳しくは、土木事務所にお尋ねください。

土砂災害警戒区域等設定図(オルソ画像)

(様式 2)



溪流の位置図 (土石流)

(様式 3)

溪 流 番 号	1363023
水 系 名	淀川
河 川 名	野洲川
溪 流 名	野洲川支流

所 在 地	滋賀県甲賀市水口町北内貴・虫生野
土木事務所・地域振興局	甲賀土木事務所
調 書 作 成 日	平成30年3月23日
作成会社(作成者)	アジア航測株式会社(梅村 裕也)

溪流位置図(S=1/25,000基図)

